

# 平成 28 年度税制改正に関する提言

平成 27 年 10 月 21 日

(一社) 青色 21 ネットワーク研究会

# 【国 税】

## 1 . 所得稅

### ( 1 ) 白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度の義務違反に対し制裁制度を講ずること

平成 26 年 1 月から、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての白色申告者に、記帳や帳簿等の保存が義務づけられ、行政当局は講習会を開催する等 PR に努めている。

しかし、白色申告者が記帳・帳簿等保存の義務を怠った時の制裁措置がないため、関心は乏しく、行政当局の努力に対する反応は良好とはいえない。このまま推移すれば、白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度の空文化が懸念される。

法律違反者の放置は、行政怠慢の責任を問われることとなり、誠実な納税者がバカを見るという風評被害が生じかねない。

白色申告者が記帳・帳簿等の保存の義務を怠ったときは、青色申告者を標本として低い概算経費率による推計課税を適用し、それに対する反論の立証責任は納税者が負うことの特例措置を設け、さらには記帳等不備加算税などの法的制裁措置を検討することを提言する。

### ( 2 ) 青色申告制度は存続し、青色申告特別控除を拡大すること

白色申告者にも記帳・帳簿等保存の保存制度が導入されたが、白色申告者の記帳項目は売上げ、仕入れ、経費の収支項目だけで、申告書に添付する書類は収支計算書だけである。これに対し、青色申告者は、簡易帳簿を選択した場合でも現金出納帳を記帳し、現金残高を照合することにより記帳漏れを検証している。

つまり、現金出納帳の記帳は帳簿の正確性を立証するものであり、このような検証を経た帳簿から得た所得こそが、所得税法の求める所得と言えよう。加えて、正規の簿記（複式簿記）による記帳で、申告書に損益計算書と貸借対照表を添付することこそ、申告納税制度の理想の姿である。

については、行政当局は思いを新たに青色申告制度の普及に力を注ぎ、その誘引策として簡易帳簿を選択する場合の青色申告特別控除 10 万円を 30 万円に引き上げることを提言する。

白色申告者が青色申告に関心を持ち記帳の大切さを体得すれば、次には、複式簿記による 65 万円の青色申告特別控除の活用を希望し、さらなる記帳水準の向上を図ることができる。

### ( 3 ) 生計を一にする親族が、事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定（所得税法第 56 条、同法第 57 条）を廃止すること

シャウブ勧告を受けて所得税法は、個人課税制度が採用された。しかしながら個人企業において

は、恣意的な所得分散が行われ租税回避を図る余地が生ずるとして、生計を一にする親族に対する金銭授受を認めないという特例措置として現行の所得税法第 56 条の規定が設けられた。

その後、法人成りの進展と働く家族の給与を認めよと言う個人事業所得者の強い要望に応じて、所得税法第 56 条の特例措置として同法第 57 条が設けられ、歴史的な変遷を経て、現在は青色申告者には青色事業専従者給与を、白色申告者には事業専従者控除を認める措置がとられている。

今日の社会は、シャープ勧告当時と比較して、個人の尊厳を基礎にした家族観や就労形態が大幅に変化、多様化し、所得税法 56 条とその特例措置である同法第 57 条の立法趣旨は、もはや社会通念上、時代遅れの遺物と言えよう。

青色申告者には当然、白色申告者といえども記帳の義務が法制化された今日、生計を一にする親族に支払う対価であっても、適正な契約に基づき、適正な金額、適切な支払が行われ、青色申告の記帳方式により適切な記帳が行われている場合には、所得税法の本則により必要経費に認めるべきである。

よって、所得税法第 56 条ならびに同法第 57 条は廃止することを提言する。

#### ( 4 ) 給与所得者に対する課税について、抜本的な見直しを検討すること

現行の給与所得控除の機能は「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」とされてきたが、これらは、主として事業所得者との比較において論じられてきたと言えよう。

「他の所得との負担調整のための特別控除」が、「所得捕捉率格差の調整」と「早期納税の金利調整」を意味しているとすれば、正確な記帳・決算を行い誠実な確定申告をし、予定納税もしている青色申告者からみれば逆に不公平を生じさせていることになる。

「被用者」が 8 割をしめ、雇用形態が多様化したこと、一方、事業所得が安定性や継続性を保証されず、勤労所得の性格を強めてきた今日の情勢を考慮すれば、給与所得に対する給与所得控除は「勤務費用の概算控除」に限定し、総務省統計局の家計調査等を参考に、抜本的に見直すことを提言する。

なお、給与所得者が事業所得者に認められている経費の実額控除が行えないことを不満とするならば、サラリーマンにも納税者意識向上の観点から、概算控除と実額控除の選択をみとめ、源泉徴収・年末調整制度のほかに、源泉徴収・申告納税制度を導入することを提言する。

なお、役員賞与は職務執行の対価とは認められないものであるから、給与所得控除は適用しないことを提言する。

#### ( 5 ) 働き方の選択に中立的な税制の構築は、移転的基礎控除で行うこと

憲法に明記された男女同権・夫婦平等の観点から配偶者を扶養控除の対象にするのは、不合理であるとの理由で配偶者控除が創設され半世紀以上が経過したが、この間の社会・経済の構造変化を背景に、税制調査会は、配偶者控除廃止論を含む 5 案を検討していると伝えられる。

しかし、女性の就労促進のためとはいえ、配偶者控除廃止論は暴論であり与することはできない。働き方の選択に中立的な税制というならば、夫婦が消費生活の単位となっていることを踏まえ、配偶者の収入によらず夫婦二人で受けられる控除の額が一定になる、いわゆる「移転的基礎控除」の導入を提言する。なお、その際には、所得再分配機能の回復を図るため、基礎控除を税額控除化することを併せて提言する。また、他の所得控除も幅広く税額控除化を検討するよう提言する。

なお、将来的には、税制の簡素化を図るため（増収を図るためではない。）現行諸控除の整理、統合をも含めた抜本の見直しを検討することを提言する。

## **（６）租税回避防止税制の創設を検討すること**

近年、企業のみならず個人においても国境を超える租税回避行為が、大きな問題となっている。

個人においては、ユニマット事件や武富士事件が有名であるが、これら事件は、いずれも「生活の本拠」がどこかが争われた事件であり、国側が敗訴した。

このような中、平成 27 年度税制改正では、財産債務調書制度の創設やいわゆる出国税の導入など対応が講じられている。

しかし、このような一部富裕層の租税回避類似行為は、庶民感覚としては到底容認しがたく、納税道義の低下に繋がりがかねないことを懸念する。

公職選挙法は、日本国民であれば居住者、非居住者の別なく、国政選挙での選挙権、被選挙権を認めている。「代表なくして課税なし」は、米国独立戦争のスローガンであるが、現状は「課税なくして代表あり」である。

最近の IT 技術の急速な進展は、多国間での情報交換の可能性を拡大している。ついては、多国間での情報交換システムの整備を進めると共に、すでに米国等一部の国で実施している国籍課税（属人課税）を、我が国税制にも導入することを検討するよう提言する。

## **（７）所得再分配機能の回復を図るため金融所得に係る税率の見直しを検討すること**

総合課税と累進税率を基本とする個人所得税は、所得再分配機能を持った優れた税制と説かれてきたが、近年、課税ベース、税率の両面から、所得再分配機能の低下が指摘され、所得税負担率は、合計所得金額 1 億円までは累進するが 1 億円を超えると逡減し、その要因は「高所得者に偏った株式譲渡益や配当について、低税率で分離して課税されるためである」と指摘されている。

平成 26 年から、株式譲渡益や配当に対する優遇税率(10%)が廃止され、本則の 20%に引き上げられたことで、1 億円超の者に対する負担率は若干改善したと伝えられるが、解消はしていない。

所得再分配機能の低下は、所得格差、資産格差を誘引し、格差社会を定着化させ、我が国社会の活性化を損なうことが懸念される。

所得再分配機能の低下をもたらす要因は多々あるが、当面の措置として、所得税負担率の累進を図るため、合計所得金額 1 億円超の者の金融所得に係る分離課税の所得税税率の引き上げを検

討するよう要望する。

## 2 . 法人税

### ( 1 ) 法人税実効税率のさらなる引き下げは、法人税収中立でおこなうこと

平成 27 年度税制改正では、「法人課税を成長志向型の構造に変える」として、法人実効税率の引き下げ（改正前 34.62%、27 年度 32.11%、28 年度 31.33%）が行われた。これによる、法人税減収額は 6,690 億円で、欠損金の繰越控除制度の見直し等による増収額は 27、28 年度 4,630 億円、29 年度以降は 6,680 億円で、27、28 年度の 2 事業年度にわたり各年度 2,060 億円の先行減税が行われた。

加えて、平成 27 年度与党税制改正大綱は、「28 年度改正においても、28 年度における税率引き下げ幅の更なる上乘せ」を図り、「その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。」と記している。

経済のグローバル化が進展する中、我が国の立地競争力の回復等の必要性は理解するが、その際には、単に税率の比較、見直しを行うのではなく、課税ベースの比較、見直しをも厳しく行い、あくまで法人税収中立型の改革を目指すことを提言する。

なお、平成 26 年度税収（53 兆 9,700 億円）が、前年度に比し約 7 兆円増えたことを捉え、法人税実効税率の引き下げの財源は、増収分で賄えとの意見が一部にあると伝えられるが、このうちの 5 兆 2,000 億円は、その全額を社会保障制度の充実、拡大に充てることを国民と約束し実現した消費税率の引き上げによる増収分である。

また、わが国財政の状況は、主要先進諸国の中で最悪といわれ、政府の財政健全化目標である 2020 年までのプライマリー・バランスの黒字化が懸念されている。このような中、税の自然増収分は、財政健全化のためにこそ使うべきであり、法人税実効税率の引き下げは法人税収の中で、あくまで自己完結型で行うべきと考える。

### ( 2 ) 公益法人課税等の見直しは、実態を丁寧に把握し適正に進めること

平成 20 年の公益法人制度改革で、「公益法人」は、公益法人認定法により行政庁より公益性の認定を受けた公益社団法人、公益財団法人に限られ、併せて、課税関係も見直された。一方、一般社団、財団法人や特別法に基づく学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人等は、公益法人の範疇には入らないが、課税関係は見直されず、法人税法上は「公益法人等」に含むものとして扱われている。

このような中、最近、例えば社会福祉法人が有する巨額の内部留保（その要因として補助金や優遇税制を指摘する見解がある。）等が話題となり、公益法人等に対する課税の抜本的見直しが俎上に上っているが、公益法人法に基づく公益法人は、公益目的事業の内容や事業割合、民間との競合性等が厳しく審査され、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応し、公益の増進や活力ある社会の実現に資するとして行政庁の認定を受けた法人である。

宗教法人の売買等が話題となる等、公益法人課税の見直しの必要性は認めるが、公益法人の中には青色申告会(一般法人も含む。)のように補助金もなく、厳しい財政状況の中で社会貢献に努めている法人が多々存在することを注視し、十把一絡げの議論でなく、法人の実態を丁寧に把握し適正に進めるよう提言する。

### 3 . 消費税

#### ( 1 ) 軽減税率の導入は行わないこと

軽減税率の導入について、当研究会は、かねてより以下の理由でその導入に反対してきた。

- 対象品目の選定に混乱を生じる
- 富裕層を利することになる
- 税収減をもたらす、財政健全化の足枷となる
- 小規模事業者の事務負担能力を超える
- 免税事業者が取引から排除される

昨今、軽減税率の導入が改めて論議されているが、当研究会は、軽減税率の導入には反対であることを再度表明する。

昨年末の税制改正大綱では、消費税の軽減税率について「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、・・・導入する」と記し、与党で合意している。については、関係事業者である小規模事業者の「反対」の声に充分留意し、慎重に対処されるよう強く要望する。

#### ( 2 ) 低所得者対策は「給付付き税額控除(消費税還付)」で対応すること

付加価値税発祥の地である欧州では、複数税率や多くの非課税措置をもつEU型付加価値税は、いまや「老化して機能不全」と評され、英国のノーベル経済学賞受賞者であるジェームス・マーリーズ卿は、「単一税率の付加価値税を導入しつつ、低所得者対策は給付付き税額控除で対応することが最も望ましい」と述べている。

当研究会は、予てより軽減税率の導入に反対し、「消費税は単一税率で、低所得者対策は給付付き税額控除で」と提言してきたが、改めて「給付付き税額控除(消費税還付)」の導入を強く要望する。

なお、痛税感緩和策としては、消費税引き上げの趣旨に沿い、子ども・子育て・医療・介護・年金等の社会保障制度の充実で対応すること提言する。

消費税率の引き上げは、国民全員に負担増を強いるものである。消費税率8%への引上げによる一般生活者の生活必需品消費は著しく低下し、その影響で地方の小規模事業者の所得は減少し、地方創生による日本経済の底上げは極めて厳しい状況にある。この実態を踏まえ、消費税率10%引き上げを前提とする前に、議員定数や議員歳費の削減などの国会改革、公務員数、給与の削減をはじめとした行財政改革の断行など、「身を切る改革」を実行するよう提言する。

### **(3) 簡易課税制度の選択届出書の提出期限を、確定申告書の提出期限と同じにすること**

現在、簡易課税制度を選択するためには、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに、所轄税務署長宛に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することとなっているが、個人事業者の場合、「課税期間開始の日の前日」は年末であり、最繁忙期に当たっている。

については、小規模事業者の実態に配慮し、簡易課税制度選択届出書の提出期限を「課税期間の開始の年の前年分の所得税確定申告書」の提出期限と同じにするよう提言する。

### **(4) 簡易課税制度選択者が、多額の設備投資等を行った際には、仕入税額控除の割増し等を認める特例制度を設けること**

簡易課税制度は、事務処理能力が脆弱な小規模事業者なるがゆえに、選択しているものが多い。

一方、下請け業者等の中には、親企業の技術革新に合わせ設備更新を強いられる事例も少なくない。しかし、現在の簡易課税制度における「みなし仕入率」には、多額の設備投資等をした場合の仕入額まで反映しているとは言い難い。

については、簡易課税制度の選択者が、多額の設備投資等をした場合は、一定の条件の下に、仕入税額控除の割増し等を認める特例措置の創設を提言する。

## **4 . 起業促進税制**

### **(1) 起業を促進するため、小規模企業の起業促進税制を検討すること**

現在、我が国では、開業率が廃業率を下回る状況が続いているが、経済活力を維持するためには起業の促進が不可決である。

政府は、日本経済再生のため日本経済再生本部を立ち上げ、「産業競争力会議」で精力的な議論を行い、「ベンチャー1万社の創出支援」を掲げている。

については、意欲あるベンチャー企業の起業を促進するため、個人事業及び一定規模以下の小規模法人について、開業後一定期間(5年間程度)、所得税、法人税、事業税、印紙税、登録免許税等の減免措置を講じるよう提言する。

## **5 . 税理士法**

### **(1) 公益社団法人の青色申告会職員に臨時税理士の資格を附与することを検討すること**

少子高齢化・人口急減という危機的状況の中で我が国は「経済再生」と「財政再建」の困難な課題に取り組んでいる。政府は「地方こそ日本の活力」「地方の元気が日本の元気」という思いで、「地方創生本部」を立ち上げた。青色申告会はこの思いを共有し、「納税者が元気に」「地域が元気に」「地方が元気に」「日本が元気に」を目指して青色申告運動を強力に推進していきたい。

いまや、年金所得者の急増、白色申告者の記帳の義務化、消費税増税、相続税等資産課税の強化等新增税時代を迎えている。すでに e-Tax が相当に普及し、加えてマイナンバーも平成 28 年から順次運用がはじまる。まさに国家的 IT 戦略が始まる。税務に係わる IT 戦略の指導の重要性は際限なく広がると思われる。かかる創生日本の新時代に対応するには国民の理解と官民挙げての共同・協力なくしては達成することは困難である。

税理士法第 50 条（臨時の税務書類の作成等）では、「公益社団法人又は公益財団法人の団体の役員又は職員に租税を指定し、無報酬で申告書の作成およびこれに関する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することが出来る」旨を規定している。

については、公益社団法人青色申告会の職員に税理士法第 50 条を適用するよう提言する。

## 【地方税】

### 1. 個人事業税

#### (1) 事業主控除額を大幅に引き上げること

昭和 25 年の個人事業税創設時に設けられた「免税点」制度は、その後の「基礎控除」制度を経て、昭和 37 年「事業主控除」制度と改称されて今日に至っている。

この間、控除額は逐次引き上げられてはきたが、平成 11 年以降 290 万円に据え置かれたままであり、本来の趣旨である「個人事業主の勤労性相当部分」を課税対象から控除するには極めて不十分であり、所得税の控除失格者にまで、個人事業税が課される過酷な税制となっている。

国税庁の「民間給与の実態調査」によると、平成 25 年分の民間給与の平均額は 413.6 万円(男性 511.3 万円、女性 271.5 万円)であり、従業員給与と比べても現行事業主控除額との乖離は著しい。

については、民間給与等の実態等を踏まえ、事業主控除額（現行 290 万円）を大幅に引き上げるよう提言する。

#### (2) 青色申告特別控除額を所得計算上控除すること

青色申告制度の普及促進を図り正確な記帳を奨励するため設けられた青色申告特別控除制度は、個人所得税、個人住民税の所得計算上控除されている。

他方、個人事業税は、個人所得税、個人住民税と同様に所得課税をしているにもかかわらず、青色申告特別控除の控除を認めていない。正確な記帳は、正確な所得を計算する基本であり、個人事

業税にも均しく求められるものである。

については、正確な記帳を奨励し課税の公平を図るため、個人事業税の所得計算上、青色申告特別控除の控除を認め、個人所得税、個人住民税との整合性を図るよう提言する。

## 2．個人住民税

### (1) 個人住民税所得割と個人所得税の課税最低限を同額にすること

個人所得税と個人住民税所得割は、共に所得を課税標準としている。しかし、前者は応能負担に、後者は応益性に着目した税であるから、両者の課税最低限は同額である必要はないとの理由で、両者の所得控除額に差異が生じている。

所得税は、最低生活費に課税することは適当でない、担税力を減殺する個別事情に考慮する、一定の政策目的を達成する等の理由から各種所得控除制度を定め、最低生活費に着目して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除をもって課税最低限を構成している。

個人住民税は応益性に着目した税だとしても、最低生活費にまで課税することは、憲法が保障した国民の生存権を否定することに繋がりがねず許されない。

については、個人住民税と所得税の課税最低限を同額とするよう提言する。

なお、住民税の応益性については、均等割で考慮すべきと考える。

## 3 固定資産税(償却資産税)

### (1) 償却資産に係る固定資産税は、廃止を前提に抜本的見直しを行うこと。

償却資産に係る固定資産税は、製造業等の設備型特定産業に負担が偏重し、税源の地域間均一性や課税ベースの固定制、地域住民の財政責任といった地方税原則を満たしていない。

償却資産に固定資産税を課すことは、その分だけ所得税や法人税の実効税率を実質的に引き上げており、二重課税の問題を生じさせている。このため、事業者は、設備投資に対して税負担を課せられるとの意識を持つことになり、政府の民間投資活性化という基本戦略にも反している。

また、実務的には、免税点が平成3年以来25年間150万円に据え置かれていること、少額減価償却資産の扱いが、国税(30万円)と固定資産税(20万円)で異なること、国税で廃止された残存価額が残ること等、納税者の不満は強い。加えて、課税上の問題としては、償却資産の実態把握が徹底しておらず、適正かつ公平な課税が行なわれているという状況ではない。

については、小規模企業者の事業の用に供する償却資産に係る固定資産税は、小規模企業振興基本法の趣旨に則り「事業の持続的発展」を図るため、廃止を前提に抜本的に見直すことを提言する。

## 【その他】

### (1) 行政の効率化と納税者の利便性向上等のため歳入庁構想を改めて検討すること

かつて、税と国民年金保険料の徴収を一体化するため、歳入庁の創設が検討され、「2015年前後に、日本年金機構の国民年金保険料の強制徴収業務を…国税庁に統合。その後、2018年以降速やかに歳入庁(徴収業務統合型)を創設。」するとした、歳入庁創設に向けた「工程表」が発表されたことがあったが、その後、この構想は、棚上げされたまま今日に至っている。

しかし、当時言われた徴収業務の効率化、納税者の利便性の向上、納付率の向上等の課題は、今日的課題でもある。現に、平成25年度の国民年金保険料現年度納付率は60.9%と報じられている。

現在、厚生年金や国民年金の保険料について、悪質な滞納者に対する滞納処分については、国税庁長官に委任できる(強制徴収委任制度)こととなっているが、2010年から2014年末までの累積委任件数は13件(厚生年金のみ)に止まっている。このため、省令が改正され委任要件が引き下げられたが、国民年金を含めた年間委任件数は最大100件程度と予想され、多くは期待できない。また、日本年金機構も、独自に強制徴収の取組を強化していると報じられるが、情報漏えい事件等もあり、このままでは国民の年金制度に対する信頼は地に落ちかねない。

については、明年1月からマイナンバー制度等を活用した行政機関間の情報連携等が強化されることを踏まえ、この際、国民の利便性の向上、年金保険料の確実な徴収、行政事務の効率化、併せて、国民の信頼性を回復するため、徴収業務を一元化する「歳入庁」構想を、思いを新たに検討するよう提言する。

### (2) 国民健康保険料(税)の財政単位をより広域化し、保険料負担の平準化を図ること

昭和36年に国民皆保険制度が実施され、既に50年以上が経過した。この間、財政運営責任を担う主体(保険者)は各市町村とされてきたが、小規模な保険者も多いことから保険料の市町村格差が大きく、公平性が大きな課題として指摘されてきた。

このため、国保の財政単位を広域化して財政基盤を強化し、保険料の地域格差を解消して公平性を確保しようという観点から、平成30年度から財政運営の責任主体を都道府県に移すこととなったが、保険料の賦課・徴収は分賦金方式を採用するため、保険料の市町村格差は解消されない。

今回の改正で、「(都道府県を)一つの保険集団とする意味は、医療費や収納率、所得の相違による保険料格差を解消することにある」との指摘もある。

については、保険料の賦課・徴収は分賦金方式ではなく直接賦課方式とし、都道府県が名実ともに財政運営から医療提供責任、給付責任までを一体的に担うことを検討するよう提言する。

なお、将来的には、保険料負担の一層の平準化を図るため、財政単位のより広域化を検討すると共に、収納率の向上を図るため名称を国民健康保険税に統一し、徴収事務を前述の「歳入庁」に一元化することを検討するよう提言する。